

最高裁秘書第2590号

平成30年6月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

6月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2448号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

保釈中の被告人の判決宣告期日については原則として被告人に対する入廷前所持品検査を実施する旨を記載した、最高裁刑事局作成の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。